

【業務継続計画】

部名	都市整備部	課名	都市計画課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
なし			0人
B 縮小業務			必要人員
<p>【業務係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第53条に係る許可事務 ・用途地域証明書・区域区分確認書の発行事務 ・都市計画法第58条の2に係る地区計画の届出事務 <p>【宅地開発係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第29条に係る開発許可事務 ・都市計画法第43条に係る建築許可事務 ・都市計画法第47条第5項に係る開発登録簿の閲覧及び写しの交付事務 ・宅地造成等規制法第8条に係る許可事務 ・租税特別措置法に係る優良宅地認定事務 <p>【土地利用係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法施行規則第60条に係る証明事務 <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種照会，相談 			7人
C 休止業務			
<p>【業務係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画審議会（開催延期） <p>【宅地開発係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅造パトロール <p>※開発審査会は原則開催とし，状況によっては中止を検討する（議決がなければ市街化調整区域での例外的な開発行為又は建築許可ができないため。）</p> <p>【土地利用係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元説明会（開催延期） <p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種縦覧（中断，期間の延期または延長） 			

使用中止施設

【岩手公園地下駐車場・盛岡駅西口地区駐車場】

- ・直ちに閉鎖は行わないが、職員の罹患状況を見て、使用中止を決定
- ・施設の閉鎖案内の張り紙を入口に掲示
- ・市のホームページに閉鎖案内掲示
- ・周知が図られるまで指定管理者職員を配置し対応（1名）

【マリオス立体駐車場】

- ・上記に同じ
- ・マリオス立体駐車場1・2号機停止（罹患者がマリオス立体駐車場職員であった場合）
- ・時間貸し利用の中止（罹患者がマリオス立体駐車場職員であった場合）

※ただし、各駐車場とも定期駐車利用契約により契約車両の駐車が定められていることから、新型コロナウイルスの流行状況にもよるが、原則として開場することとする

S～Bの業務を実施するための体制

職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
13人	7人	7人	0人

【職員が不足の場合の対応】

なし

専門的なスキルや資格を必要とする業務

【宅地開発係】

- ・宅造パトロール（災害時：被災宅地危険度判定）

今後の課題

- ・窓口業務の共有化

新型コロナウイルスの罹患の状況によっては他の係等の応援も得なければならないことから、窓口業務の共有化を図るため、課内勉強会等の開催が必要である。

- ・窓口対応（個別性の強いもの）

開発許可・建築許可（宅地開発係）については、個別かつ専門性が高く、対応について検討する必要がある。

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	都市整備部		課名	景観政策課	
S 新たに発生する業務					必要人員
なし					0人
A 継続業務					必要人員
なし					0人
B 縮小業務					必要人員
<ul style="list-style-type: none"> ・景観法に基づく景観計画区域内の行為の届出受付事務 ・屋外広告物許可事務 ・各種照会，相談 					4人
C 休止業務					
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物審議会，景観審議会，歴史的風致維持向上計画協議会，都市景観形成推進委員会，各小委員会（開催延期） ・都市景観シンポジウム（開催延期） ・都市景観賞の選考委員会，表彰式（開催延期） ・屋外広告物講習会（開催延期） ・屋外広告物の簡易除去推進制度によるボランティア団体の活動（中断） 					
使用中止施設					
<p>【盛岡ふれあい覆馬場プラザ・旧宣教師記念館・明治橋際の御蔵・武田邸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直ちに閉鎖は行わないが，職員の罹患状況を見て，使用中止を決定 ・施設の閉鎖案内の張り紙を入口に掲示 ・市のホームページに閉鎖案内掲示 ・周知が図られるまで指定管理者職員または管理委託先の職員1人を配置し対応 					
S～Bの業務を実施するための体制					
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足		
8人	4人	4人	0人		
【職員が不足の場合の対応】					
なし					
専門的なスキルや資格を必要とする業務					
なし					
今後の課題					

・窓口対応

新型インフルエンザの罹患の状況によっては担当する業務以外の応援も行わなければならないが、屋外広告物等の設置許可については個別かつ専門性が高く、対応について検討する必要がある。

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	都市整備部	課名	公園みどり課
S	新たに発生する業務		必要人員
	【管理・運営】 <ul style="list-style-type: none"> 施設利用制限等に係る協議・調整及び周知 指定管理者等との協議・調整 イベント等の縮小・中止に関する周知 		3人
A	継続業務		必要人員
	なし		0人
B	縮小業務		必要人員
	【指定管理業務（盛岡市動物公園，盛岡城跡公園，高松公園及び高松多目的広場）の対応】 <ul style="list-style-type: none"> 注意看板等により，一時期，公園利用の自粛を呼びかける。 【公園内行為・占用許可申請にかかる受付，許可事務の対応】 <ul style="list-style-type: none"> 申請は郵送のみで受付し，郵送による許可書を交付する。 【運動広場使用許可等にかかる受付，許可事務の対応】 <ul style="list-style-type: none"> 申請は郵送・メール・FAXのみで受付し，郵送による許可書を交付する。 【苦情処理の対応】 <ul style="list-style-type: none"> 苦情，要望等で緊急以外は対応が遅れる旨周知する。 直営による業務の軽減化を図り，修繕等の業者に外注する。 【工事，委託にかかる監督業務の対応】 <ul style="list-style-type: none"> 情報の共有化を図り，担当者不在でも対応できるようにする。 業務延長，一時中止等の措置をする。 【Park-PFIなど公民連携事業の対応】 <ul style="list-style-type: none"> 相談や問合せは，電話，メール，郵送による対応とする。 打合せ，協議等は，電話，メール及び文書による対応とする。 【建築確認（風致地区）の対応】 <ul style="list-style-type: none"> 受付確認体制を縮小し対応する。 確認書を郵送のみで受付し，郵送による回答とする。 相談や問合せは，電話，メール，郵送による対応とする。 【開発行為（事前協議～申請等）の対応】 <ul style="list-style-type: none"> 受付体制を縮小し対応する。 申請書を郵送のみで受付し，郵送による回答とする。 		14人

- ・相談や問合せは、電話、メール、郵送による対応とする。

【花と緑のガーデン都市づくり事業に係る各種申込、申請書等の対応】

- ・申請は郵送・メール・FAXのみで受付し、郵送による許可書を交付する。

【盛岡市グリーンバンクへの預託申込、緑化支援申請等の対応】

- ・預託は拠金のみ口座振込みで受付し、申込書はFAXで受け付ける。
- ・緑化支援申請は郵送のみで受付し、郵送により回答する。
- ・相談等の対応は、電話、メール、郵送による対応とする。

【地域緑化支援花苗配布事業に係る申込、報告の対応】

- ・申込は郵送のみで受付し、郵送により回答する。
- ・花苗植栽報告書は、郵送のみで受付する。
- ・相談等の対応は、電話、メール、郵送による対応とする。

【もりおか環境緑化まつりの開催に係る打合せ等の対応】

- ・打合せ等は電話、メール及び文書により実施する。

C 休止業務

【薬剤散布機貸出し事務の対応】

- ・一時中止として周知する。

【彦御蔵公開事務の対応】

- ・公開時にあつては、時期を延期する。

【公園工事等の監督の対応】

- ・請負者へ電話等で中断（延期）の連絡

【説明会、ワークショップの対応】

- ・基本的に中止または延期（関係者へ電話等で連絡）
- ・電話、メール、郵送等で意見を聞く方法に変更し対応。

【花と緑のガーデン都市づくり事業】

- ・ハンギングバスケット製作講習会は一時中止（会場、HPで中止を案内するほか、公民館、講師、受講者には電話等で連絡）
- ・フラワーバスケットアドバイザーの派遣は一時中止（講師、派遣先に電話等で連絡）

【もりおか環境緑花まつりの開催】

- ・中止（会場、HPで中止を案内するほか、関係者には電話等で連絡）

【盛岡市グリーンバンク用務】

- ・三役会、総会は中止（会場、関係者には電話等で連絡）

【花と緑の相談コーナー】

- ・一時中止（会場、HPで中止を案内するほか、講師には電話等で連絡）

【地域緑化支援花苗配布事業】			
・ 一時配布を延期（配達業者，配布先へは電話等で連絡）			
使用中止施設			
【公園施設等の一部】			
・ 他の類似する施設等の感染拡大防止措置の状況に応じて，集団による占有的な使用を制限，または使用を中止。			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
29人	17人	17人	0人
【職員が不足の場合の対応】			
・ 出勤職員で，フォローしなければならないと考える。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
なし			
今後の課題			
【全般】			
・ 出勤できない職員の分をフォローするため，各担当業務の情報共有化を図っておく必要がある。			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は，欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は，業務継続計画に基づきS，A，Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	都市整備部	課名	建築指導課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
なし			0人
B 縮小業務			必要人員
<p>【指導係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築相談事務 ・ 建築許可・認定・指定業務 ・ ひとにやさしいまちづくり条例関連事業 ・ 長期優良住宅・低炭素建築物認定業務 <p>【審査係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認審査業務 <p>【査察係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築確認検査業務 ・ 建築リサイクル法の業務 ・ 苦情相談及び処理事務 <p>【防災係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狭あい道路事務 ・ 住環境形成建築指導業務 ・ 定期報告関係事務 			14人
C 休止業務			
<p>【査察係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 違反建築物防止週間パトロール ・ 建築リサイクル法による市内パトロール <p>【防災係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 木造住宅耐震診断・耐震改修支援事業 ・ 防災週間 ・ 民間アスベスト含有調査事業 			
使用中止施設			
なし			
S～Bの業務を実施するための体制			

職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
22人	13人	14人	△1人
【職員が不足の場合の対応】 優先度を判断し業務を行うとともに、他課の状況をみながら建築技師の応援を検討・依頼			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
【指導係】 建築相談事務 建築許可・認定・指定業務 【審査係】 建築確認審査業務 【査察係】 建築確認検査業務			
今後の課題			
係間の応援体制の確立 決裁権者不在時の対応について			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	都市整備部	課名	盛岡南整備課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
なし			0人
B 縮小業務			必要人員
<p>【全係対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業及び生活環境整備事業に係る苦情・相談等業務 <p>【換地係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法第55条に基づく事業計画の長期縦覧，同法第84条に基づく関係簿書の閲覧等，法に定められた義務的事務に関すること。 ・仮換地証明等の各種申請・届出の受理 <p>【業務補償係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保留地売買契約及び保留地売買証明に係る手続き ・土地区画整理法第76条申請の許可 ・地区計画届出の審査・通知 <p>【整備係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用・施行者管理地使用・行政財産使用許可及びその事前協議 			12人
C 休止業務			
<p>【業務補償係・換地係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業に係る審議会，評価委員会等の会議 <p>【業務補償係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業に係る建物等の移転補償交渉及び生活環境整備事業の用地買収等業務 ・土地区画整理事業及び生活環境整備事業に係る物件調査業務委託 <p>【換地係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業に係る仮換地調整交渉 <p>【換地係・整備係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業及び生活環境整備事業に係る地元説明会等 ・土地区画整理事業及び生活環境整備事業に係る測量，設計等の業務委託 <p>【整備係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業及び生活環境整備事業に係る工事の発注及び監督業務 			
使用中止施設			

なし			
S～Bの業務を実施するための体制			
職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
20人	12人	12人	0人
【職員が不足の場合の対応】 関係課及び部内での協働により対応する。			
専門的なスキルや資格を必要とする業務			
土地区画整理事法第76条許可の申請対応業務（建築士） 業務全般に係る権利者等の相談対応			
今後の課題			
対応フローの検討			

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は、欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は、業務継続計画に基づきS、A、Bの業務を実施するために必要な職員数

【業務継続計画】

部名	都市整備部	課名	市街地整備課
S 新たに発生する業務			必要人員
なし			0人
A 継続業務			必要人員
なし			0人
B 縮小業務			必要人員
<p>【全係対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業に係る苦情・相談等業務 <p>【業務係・まちなか整備室・換地係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法第21条, 第55条に基づく事業計画の長期縦覧, 同法第84条に基づく関係簿書の閲覧等, 法に定められた義務的事務に関すること <p>【業務係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保留地分譲に係る手続き ・道路占用・施設使用・施行者管理地使用・行政財産使用許可及びその事前協議 ・清算金の徴収業務 ・施設の点検業務委託 ・公共施設の維持管理 <p>【まちなか整備室】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区計画届出の審査・通知 ・再開発事業等に関する相談・事業調整 <p>【換地係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仮換地証明等の各種申請・届出の受理 <p>【整備係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可及びその事前協議 ・土地区画整理組合の指導・監督業務 <p>【補償係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理法第76条申請の許可(公共施行) ・太田地区土地区画整理事業仮設住宅等の維持管理 			13人
C 休止業務			
<p>【全係対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太田地区土地区画整理事業相談所業務 <p>【業務係】</p>			

- ・土地区画整理事業に係る審議会，評価員会等の会議
- ・管理施設の修繕業務の発注及び監督業務

【換地係】

- ・土地区画整理事業に係る審議会，評価員会等の会議
- ・土地区画整理事業に係る地元説明会等
- ・土地区画整理事業に係る測量，設計等の業務委託

【整備係】

- ・土地区画整理事業に係る工事の発注及び監督業務

【補償係】

- ・土地区画整理事業に係る建物等の移転補償交渉
- ・土地区画整理事業に係る物件調査業務委託

使用中止施設

太田地区土地区画整理事業相談所

S～Bの業務を実施するための体制

職員数(※)	想定出勤職員数(※2)	想定必要職員数(※3)	職員の過不足
22人	13人	13人	0人

【職員が不足の場合の対応】

関係課との共同により対応する

専門的なスキルや資格を必要とする業務

土地区画整理法第76条申請の許可
相談業務

今後の課題

対応フローの検討

(※) 平成31年4月1日現在職員数

(※2) 想定出勤職員数は，欠勤者数(40%)を職員数から差し引いた数

(※3) 想定必要職員数は，業務継続計画に基づきS，A，Bの業務を実施するために必要な職員数